

### 3 監査公表第2号

令和3年1月5日に福岡市長から行政監査の結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解について通知を受けたので、次のとおり公表する。

令和3年4月19日

福岡市監査委員	今 林 ひであき
同	田 中 しんすけ
同	谷 山 昭
同	本 野 正 紀

- 1 監査報告と監査の結果に関する報告に添えて提出する意見の件数
  - 2 監査公表第6号（令和2年5月28日付 福岡市公報第6677号公表）  
（地域防災計画における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて）  
・・・8件
- 2 市の見解の内容

以下のとおり

（行政監査）

（監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）

#### 1 備蓄計画の品目の工夫と備蓄計画書の作成の検討

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>今回、公的備蓄について、主に地域防災計画における備蓄品の品目及び数量等について確認したが、近年の発災時において必要不可欠と見込まれ、計画上に無い品目、数量の積算根拠が不明な品目及び備蓄品の配分対象とすべき帰宅困難者などが見込まれていないなど改善すべき点が見受けられた。</p> <p>また、発災後直ぐに必要となる、し尿の処理に係る物資の配備について、国のガイドラインでは、トイレの待ち時間に留意し、避難者数に見合ったトイレの個数と処理・貯蔵能力を確保することが重要としている。本市においてもマンホールトイレの整備状況などを考慮し、改めて必要な数量を算出し、整備の検討が必要であると考えられる。</p>	<p>公的備蓄に関する必要品目の考え方、必要数量の積算根拠等については、想定避難者数のほか、帰宅困難者や災害対応従事職員等を含めた備蓄のあり方を体系的に整理のうえ、今後、「備蓄計画書」の作成に取り組んでいく。</p>

<p>本市の地域防災計画には備蓄計画はあるものの、必要品目の考え方、必要数量の積算根拠及び更新時期など備蓄のあり方を体系的にまとめたものとはなっておらず、発災後直ぐに備えておくべき公的備蓄物資を迅速かつ確実に供給できる体制を構築するためには、必要備蓄数量の確保及び備蓄物資の質の向上、さらには被災者支援に係る国の動向及び各種団体との協定の内容等を踏まえた備蓄を行うことが不可欠であり、数年ごとに見直しを図ることが必要であることから、充実した形で適宜更新可能な備蓄計画書を新たに作成することが望ましいと考えられる。</p> <p>(市民局地域防災課)</p>	
--	--

## 2 備蓄品の管理

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>市民局は、集中備蓄品及び分散備蓄品ともに市民局の管理とするとしている。</p> <p>一方で、校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用を行っているが、補充について、確認していない。また、備蓄品の最終的な処分（有効利用及び廃棄）は各施設管理者に任せている。これらのことから、備蓄品について、市は定期的な管理を行っておらず、十分に管理しているとは言い難い。</p> <p>また、調査票では、市民防災センター、人権のまちづくり館及び保育所は在庫管理を行っているとし、公民館（149館）では、約8割、区役所では5区が在庫管理を行っている」と回答している。さらに、各区災害対策本部の全てが、校区防災倉庫の備蓄品の在庫管理については、効果的に管理ができるため、在庫管理の主体としては、校区</p>	<p>月隈収蔵庫の備蓄品の管理については毎年度、確実な数量把握を行う。</p> <p>公民館等の分散備蓄の管理については、管理要領を定め、施設管理者による在庫管理を各区役所でとりまとめる体制を構築する。</p> <p>小学校グラウンド等に設置している防災倉庫の備蓄品の管理については、管理要領を定め、各区役所で管理する体制を構築する。</p>

<p>自主防災組織が適していると回答している。</p> <p>市民局におかれては、備蓄品の管理に関する役割分担や管理方法に関する考え方を整理するとともに、市民局及び区役所が管理する保管場所においては、使用の都度の確実な数量確認や定期的な棚卸しの実施など、確実な数量把握に努められたい。</p> <p>(市民局地域防災課)</p>	
--	--

### 3 備蓄場所の管理

監査の結果	市の見解
<p>呉服町ビジネスセンター地下1階の倉庫内には、複数局区の物資が保管されているが、使用不能と思われる布団等が山積みされたままとなっているほか、高く積み上げられた衛生資材の入った段ボールが倒れかかっているなど危険な状態も見受けられた。施設の管理責任者である市民局におかれては、必要なものと不必要なものを選別し、早急に倉庫内の整理整頓を実施するとともに、倉庫内の環境が安全に保たれるように保管物資の所有局等を指導されたい。</p> <p>また、区役所及び公民館においても、倉庫等の整理整頓が行われておらず、備蓄品の在りかが直ぐに判明しない事例や、保管庫の扉が障害物で開けにくい事例が見受けられている。発災時に必要な備蓄品が速やかに供給できるよう、整理整頓し備蓄場所を適正に管理されたい。</p> <p>(市民局地域防災課)</p>	<p>呉服町ビジネスセンター倉庫の管理については、倉庫を利用している局と連携し、倉庫内の整理整頓を8月に実施した。今後も倉庫内の環境が安全に保たれるよう、年に1回実地調査を行うなど、倉庫を利用している局への指導を徹底する。</p> <p>備蓄品を配備している全施設の管理者に対し文書を発出し、倉庫等の整理整頓をはじめ、備蓄品の適正管理を徹底する。</p>

### 4 地域防災計画における区災害対策本部独自の備蓄の位置づけ

監査の結果	市の見解
<p>区災害対策本部では、避難者等用として独自に備蓄を行っている区と行っていない区があったがその目的などが十分整理されていない。また、避難者用の独自の備蓄の</p>	<p>全市的な観点から災害対応のために必要となる基本的な物資(避難者用、帰宅困難者用、職員用など)については、市民局で位置づけを整理し、地域防災計画への記</p>

<p>状況が区ごとに異なることについて、7区のうち5区が市で共通の対応となるよう方針が必要と考えている。</p> <p>市民局におかれては、これらの実態を踏まえ、地域防災計画における公的備蓄と各区の独自備蓄の位置づけを整理し、必要な備蓄であれば、目的等を明確にし、地域防災計画に記載されたい。</p> <p>(市民局地域防災課)</p>	<p>載を検討していく。</p>
--	------------------

5 災害対応部署の連携強化

監査の結果	市の見解
<p>発災直後は、被災自治体として、的確かつ迅速な状況把握が求められ、国や他自治体の支援を受ける場合でも正確な情報提供を行うことにより、効果的な受援が期待される。また、地域防災計画において、災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成するとしている。</p> <p>しかしながら、市民局、関係各局及び各区は、物資が有効に供給される仕組みの構築等に関する具体的な計画、マニュアルをいずれにおいても作成していないなど十分に連携がとれておらず、また、7区のうち6区は物資調達・輸送チーム及び市民局との連携に課題があると認識している。</p> <p>市民局におかれては、発災時に速やかに対応できるよう、関係各局及び各区と協議の上、役割分担を明確にし、実効性のある体制となるよう連携を強化されたい。</p> <p>(市民局防災推進課)</p>	<p>迅速な物資供給を行うため、物資調達・輸送チームの関係局の見直しに取り組むとともに、実践的な訓練を実施するなど連携強化に努める。</p> <p>また、内閣府による「物資調達・輸送調整等支援システム」が令和2年4月より導入されたことから、当該システムを活用した物資の供給・輸送について、役割分担を明確にした実効性のあるマニュアル等の作成に取り組んでいく。</p>

6 実行性のある流通備蓄

監査の結果	市の見解
<p>災害時に調達する物資について食料や資機材等の供給や避難所等への輸送などの災害時応援協定を20の企業等と結んでいる</p>	<p>備蓄計画書の作成に合わせ、災害時における物資ニーズを改めて検証し、このうち、流通備蓄で対応すべき品目・数量を算</p>

<p>が、災害時応援協定に基づく調達物資（流通備蓄）の必要数量について、検討されておらず、また、8協定は10年以上前に結ばれたものとなっている。流通備蓄は公的備蓄の補完的役割を担うものであることから、今般の災害で見えてきた課題から必要とされる物資の種類や物資の性能の向上等によるニーズの変化等も考慮し、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通備蓄の確保に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（市民局地域防災課）</p>	<p>定のうえ、その確保に向け実効性のある民間企業等との協定の拡充を図っていく。</p>
---	--

7 物資の迅速かつ円滑な集配送に向けた取り組み

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>国や自治体等からの救援物資も含めた調達物資の集配体制については、集積拠点から各避難所等への輸送体制を定めたものがなく、また、地域防災計画において、救援物資の二次集積拠点として「民間の物流倉庫等」と記載しているが、候補地はあるものの、具体的な場所が未定となっている。</p> <p>熊本地震の課題としても、必要な緊急物資を必要とされる場所に適時届けるため、集配送拠点の配置や物資の集配送にかかる人員体制の整備が必要とされているところである。</p> <p>また、国の大規模地震・津波災害応急対策対処方針においても被災市町村の役割として、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を避難者に対し供給することや地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行うこととされている。</p> <p>発災直後に、各避難場所まで迅速に支援物資を届けるためには、平時において、輸送拠点から避難所まで物資輸送のための具体的な計画を策定しておくことが重要であ</p>	<p>国が示す「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」等を参考に輸送計画の策定に取り組むとともに、集積拠点の場所・規模等をリスト化し、協定事業者と連携のうえ、物資調達・輸送チームとの実践的訓練の実施等により、集配送体制の整備に取り組んでいく。</p>

<p>ることから、迅速かつ確実に集配送できる体制の整備に努められたい。</p> <p>(市民局防災推進課)</p>	
---	--

8 市民・企業への自主備蓄の啓発

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>市民局では、防災に関する出前講座を実施し、その参加人数も年々増加していることや、また、区役所でも校区等の防災訓練で自主備蓄の必要性について周知していることから、自主備蓄に対する意識も向上していると考えられるが、市民や企業への周知度に関する調査等は行われておらず、啓発効果が把握できていない。啓発活動の効果を検証するため定期的に自主備蓄に関する調査などを行い、さらに積極的な市民及び企業等への自主備蓄の啓発に努められたい。</p> <p>(市民局地域防災課)</p>	<p>「市政に関する意識調査」等を活用し、定期的に防災に関する意識調査を行うとともに、その結果を踏まえながら「備蓄促進ウィーク」をはじめ、より効果的な啓発活動を実施していく。</p>